

## 新猫種登録に関するご案内

※ブリティッシュショートヘアとブリティッシュロングヘアの登録上のご注意  
(23年3月1日より、ブリティッシュロングヘアのご登録が可能となります。)

前述のように毛種により異なる種別として扱う為に、同胎で、ショートヘアとロングヘアが生まれた場合においては、2枚の【血統書発行登録申込書】(申請用紙)が必要になります。

その際には、同じ父母猫で、必ず同時に申請をいただいた場合のみとなります。  
のちの種別の変更や、追加の申請は受付が出来ませんので、ご注意ください。

尚、交配相手は、ショートヘアとロングヘアの組み合わせは、現在のところ可能としております。

※キンカロー・ジェネッタの登録上のご注意

新猫種の登録におきましては、マンチカンとアメリカンカールからの交配で作出された『キンカロー』とマンチカンとベンガルからの交配で作出された『ジェネッタ』のレジストレーション・オンリーの登録を行います。

レジストレーション・オンリー(登録のみ可能な猫種)とは、現在、非公認種の猫の登録となります。その為、スタンダードが確立しておらず、キャットショーにおいてはハウスワールドクラス(家庭猫)としての出陳となり、チャンピオンシップの出陳は出来ません。

上記内容に関しまして、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

一般社団法人 インターナショナルキャットクラブ